

[事案 2020-92] 入院給付金支払請求

- ・令和 3 年 4 月 1 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の免責事由に該当することを理由に、入院給付金が支払われなかつたことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあつたもの。

<申立人の主張>

アルコール依存症の治療のための入院中に、院内で自殺を図り、医療センターへ救急搬送され 1 か月半入院し、その後、5 か月間、リハビリ病院に入院したため、平成 15 年 8 月に契約した終身保険にもとづき入院給付金を請求したところ、本入院は、約款上の免責事由である被保険者の故意もしくは精神障害を原因とする入院に該当するとして、支払われなかつた。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 主治医は、保険会社の調査員が訪ねて来た時に、何度も「故意または重大な過失が原因ではない。」と断言されているので、その意見を尊重すべきである。
- (2) 厚生労働省の（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 35 条第 1 項の規定にもとづく救済給付の支給の決定に関する審査の申立についての）裁決書の理由に、「原疾患（アルコール依存症）による経過と考えられます。」と書かれている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款所定の免責事由である、「被保険者の故意」における「故意」とは、行為当時の被保険者の十分な判断能力を前提にするものではないので、アルコール依存症により判断能力が不十分であったとしても、免責事由の「故意」に該当する。
- (2) 仮に、免責事由に該当しないとしても、被保険者が心神喪失状態であったのならば、別の免責事由「被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故による入院」に該当する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、事故当時の状況等を把握するため、申立人および申立人の妻に対して事情聴取を行つた。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は、約款上の免責事由に該当するものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。